

沖縄県地域住民の多様な課題への相談対応と支援の仕組みづくり ネットワーク事業（ちゅいしいじい事業）費補助金交付要綱

令和5年6月30日
制 定

（通則）

第1条 沖縄県地域住民の多様な課題への相談対応と支援の仕組みづくりネットワーク事業（ちゅいしいじい事業）費補助金（以下「補助金」という。）については、小規模法人のネットワーク化による協働推進事業実施要綱（令和5年3月29日社援発0329第55号厚生労働省社会・援護局長通知の別紙。以下「実施要綱」という。）及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、小規模法人（社会福祉法人で1つの法人において1つの施設又は1つの事業所のみを運営している法人を指す。以下同じ。）等を含め、複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人のそれぞれの強みを活かした地域貢献のための協働事業が促進されるよう、その環境整備を図ることを通じて、地域における福祉サービスの充実に寄与することを目的とする。

（補助金の交付対象）

第3条 沖縄県知事（以下「知事」という。）は、実施要綱に基づき、県内の小規模法人等（以下「補助事業者」という。）が行う小規模法人のネットワーク化による協働推進事業（以下「補助事業」という。）の実施に要する経費のうち、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

ただし、補助対象は原則2か年までに限り、過去に同一のプラットフォームにおいて本補助金（令和3年度までに沖縄県社会福祉活動促進費補助金を受けたプラットフォームを含む。）を受けている場合には、国庫補助協議において経過措置対象プラットフォームとして採択された場合に限ることとする。

（補助金交付額の算定方法）

第4条 この補助金の交付額は、別表1の第1欄に定める対象経費の実支出額と第2欄に定める基準額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入（社会福祉法人においては寄付金を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に、同表の補助率を乗じて得た額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付条件)

第5条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付する。

- (1) 補助事業者は、補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (5) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間（事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間。以下同じ。）保管しておかなければならない。
- (6) 補助金の交付決定前に着手した事業は、補助金の対象としない。ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、第4号様式による交付決定前着手承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の申請手続)

第6条 この補助金の交付の申請は、第1号様式による補助金交付申請書を知事の定める日までに知事に提出して行うものとする。ただし、特別の事情がある場合にはそのかぎりではない。

- 2 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第1－2号様式による変更交付申請書を知事に提出して行うものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条の規定による交付申請書又は変更交付申請書を受理したときは、書類の審査等により、すみやかに補助金の交付決定又は変更交付決定を行い、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 この補助金の事業実績報告は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は補助事業が完了した日の属する年度の翌年度の4月10日までに第2号様式による事業実績報告書を知事に提出して行わなければならない。

- 2 第5条第2号により補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、前項に定める方法により、行わなければならない。
- 3 第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条の規定による事業実績報告書を受理したときは、当該事業実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業等の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第5条第1号に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し補助事業者に通ずるものとする。

2 知事は、前項により交付すべき補助金の額を確定するにあたり、特に必要があるときは、補助事業者に対し、審査に必要な書面の提出を求めることができる。

3 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずるものとする。

4 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付)

第10条 知事は、補助事業者から適正な請求書を受理した日から30日以内に補助金を支払うものとする。

2 知事は、必要と認める場合は、補助金の交付決定の後に、補助事業の進捗を勘案の上、補助金を概算払いできるものとする。

3 補助事業者は、前2項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、第3号様式を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し、補助金の返還)

第11条 知事は、補助事業者の行う補助事業が第5条の交付条件若しくは補助金等に関する法令、規則等に違反した場合、又は補助金交付の目的に適さないと認めるときは、当該決定の全部又は一部を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(消費税額及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 消費税額及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税額及び仕入税額が確定した場合には、第5号様式により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税額等仕入控除税額の全部または一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の返還については、第9条第4項の規定を準用する。

(雑則)

第13条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項については別に協議するものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和5年6月30日から施行する。

別表 1

1 対象経費	2 基準額	3 補助率						
<p>社会福祉法人等が行う小規模法人のネットワーク化による共同推進事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>報酬、共済費、旅費、報償費、賃金、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費、修繕料)、会議費、使用料、賃借料、役務費(雑役務費、通信運搬費、手数料)、委託料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く)、補助金</p>	<p>法人間連携プラットフォームの設置運営事業の実施にあたり1プラットフォームの参画法人が</p> <table><tr><td>5 法人以下</td><td>1,500千円以内</td></tr><tr><td>6 法人以上、9 法人以下</td><td>2,500千円以内</td></tr><tr><td>10 法人以上</td><td>4,000千円以内</td></tr></table> <p>※国庫補助協議において経過措置対象プラットフォームとして採択された場合は、上記基準額の1/2以内</p>	5 法人以下	1,500千円以内	6 法人以上、9 法人以下	2,500千円以内	10 法人以上	4,000千円以内	10/10
5 法人以下	1,500千円以内							
6 法人以上、9 法人以下	2,500千円以内							
10 法人以上	4,000千円以内							